

社会福祉法人福岡愛心の丘役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬の総額)

第4条 理事に対する報酬は、各年度 10,000,000 円を超えない範囲で支給する。

- 2 監事に対する報酬は、各年度 200,000 円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、翌月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員、評議員が出張する場合は、別に定める出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

平成31年 1月 26日 改定

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	月額
理事長	680,000円
業務執行理事	200,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

非常勤役員

	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円

別表第3（評議員等の報酬）

	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人業務のための出勤	8,000円